

延岡市島浦町地域おこし協力隊募集支援業務プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

延岡市の離島地域である島野浦島は、人口減少や少子高齢化、産業の低迷等の課題に直面していることから、市は、交流人口を増やして地域の活性化を図るため、令和7年4月から地域おこし協力隊員1名を採用して情報発信等の地域協力活動を行っている。

既存隊員の活動の効果を高めるとともに、更なる地域の活性化を図るため、新たに地域おこし協力隊1名を採用することとし、当該隊員の募集を行うに当たり、民間事業者における採用活動のノウハウを活かした効果的・効率的な手法によって地域にマッチした人材を確保するため、本業務を実施する。

2. 業務の概要

(1) 名称

延岡市島浦町地域おこし協力隊募集支援業務

(2) 内容

別紙『延岡市島浦町地域おこし協力隊募集支援業務仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

令和8年9月1日（火）から令和9年3月31日（水）まで

(4) 見積限度額

1,914,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3. 実施スケジュール（予定）

項目	日程
① 公募開始	令和8年7月10日（金）
② 参加申込書類の提出期限	令和8年7月27日（月）
③ 参加資格審査結果通知	令和8年7月28日（火）までに発送
④ 質問書の受付期限	令和8年7月31日（金）
⑤ 企画提案書の提出期限	令和8年8月10日（月）
⑥ プレゼンテーション審査（対面で実施）	令和8年8月21日（金）（予定）
⑦ 審査結果通知	令和8年8月下旬（予定）
⑧ 契約相手方との最終協議（仕様書の確定）	令和8年8月下旬までに完了（予定）
⑨ 契約締結	令和8年9月1日（火）

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。

- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ④ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤ 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税、その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。
- ⑥ 民事保全法（平成元年法律第 91 号）に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑧ 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が延岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号）第 2 条第 1 項に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- ⑨ 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 18 年告示第 63 号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- ⑩ 宮崎県内に本店又は支店を有している事業者であること。
- ⑪ 令和 3 年度以降において、地方自治体との間で類似業務の実績があること。

5. 参加申込の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記要領により関係書類を提出すること。

（1）事務局（問合せ先）

- ・所在地 〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路 2 番地 1
- ・担当部署 延岡市 総合政策部 地域政策課 地域・離島振興係
- ・TEL 0982-22-7039（直通）
- ・FAX 0982-22-7090
- ・E-mail chiiki-s@city.nobeoka.miyazaki.jp

（2）提出書類（以下「参加表明書等」という。）

プロポーザル参加表明書（様式 1 号）に以下の書類を 1 部ずつ添付すること。

- ① 暴力団等の排除に関する誓約書（様式 2 号）
- ② 国税及び住所又は所在地である市町村税について滞納がないことを証する書類
- ③ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
- ④ 業務実績（様式 3 号）

令和 3 年 4 月 1 日以降において地方自治体から受託した地域おこし協力隊の募集に関する業務実績を最大 3 件記載し、当該実績の内容が確認できる書類（契約書、仕様書及び当該業務が完了したことを証明する書類）の写し又は発注者証明（様式 4 号）を添付すること。

※②及び③は、令和 8 年 4 月 1 日以降に発行されたもの（写し可）に限る。

（3）提出方法

書面を持参又は郵送（書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）により、（1）の事務局（以下単に「事務局」という。）宛てに提出すること。

（4）提出期限

令和 8 年 7 月 27 日（月）

- ① 持参の場合 土曜日、日曜日及び祝日を除く日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受付

② 郵送の場合 期日必着

(5) 参加資格の審査及び通知

参加表明書等の内容を基に本プロポーザルの参加資格審査を行い、令和8年7月28日（火）までに参加資格審査の結果やプレゼンテーション審査の詳細等を電子メール及び書面にて通知する。

6. 質問及び回答の手続き

本プロポーザルに関する質問は、下記要領により事務局へ提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式5号）

(2) 提出方法

電子メールにて提出し、提出後は事務局へメール受信確認の電話連絡を行うこと。

(3) 提出期限

令和8年7月31日（金）17時15分まで

(4) 質問書の回答

随時、市ホームページで公表（質問者は非公表）する。

7. 企画提案に係る書類提出の手続き

本プロポーザルに関する提案書等は、下記要領により事務局へ提出すること。

(1) 提出書類（以下「企画提案書等」という。）

様式	正本（1部）	副本（5部）
① 企画提案書（表紙）（様式6号）	要	不要
② 会社概要（様式7号）	要	不要
③ 業務実施体制調書（様式8号）	要	不要
④ 提案見積書（様式9号）	要	不要
⑤ 企画提案書（任意様式）	要	要

※1 企画提案書（任意様式）は、仕様書を参照の上、延岡市島浦町地域おこし協力隊募集支援業務プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）別表第1の区分の内、「業務内容に関する審査」及び「体制等に関する審査」に係る審査項目ごとに作成して、地域おこし協力隊の募集・採用に向けた具体的な取組手法や実施スケジュール等を記載すること。

なお、総ページ数は20枚以内（両面印刷は不可）とし、副本については、提案者が特定できるような法人名称やロゴ等を記載しないこと。

※2 正本及び副本は、フラットファイルA4版（縦型）に綴じて必要部数（正本1部、副本5部）を提出すること。

(2) 提出方法

書面を持参又は郵送（書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）

(3) 提出期限

令和8年8月10日（月）

① 持参の場合 土曜日、日曜日及び祝日を除く日の8時30分から17時15分まで受付

② 郵送の場合 期日必着

(4) 留意事項

① 企画提案書の作成について

ア 審査要領等を踏まえ、提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に分かりやすく記載すること。

イ 専門的な知識を有していなくても評価が可能な企画提案書を作成すること。やむを得ず専門用語を使用する場合は、脚注を付記するなど、一般に理解しやすいものとする。

② 応募について

ア 企画提案書等の提出後の書換え、引換え及び撤回は認めない。また、提出された書類は返還しない。

イ 虚偽の記載をした企画提案書等は無効とする。

ウ 参加資格要件を満たさない者又は委託業者を選定するまでの間に本実施要領「4. 参加資格要件」を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は無効とする。

8. 受託候補者の選定方法

① 参加資格審査に合格した提案者に対して、プレゼンテーション（対面）による企画提案書等の審査を実施して受託候補者を選定する。

② 提案者が1者の場合でも審査は実施する。

③ 詳細については、審査要領によるものとする。なお、審査要領の内容に変更が生じた場合は、別途提案者に通知する。

④ 提案者が次のいずれかに該当した場合は、参加資格を取り消す。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合。

イ 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

ウ 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合。

エ 審査の公平性を妨害するような不正行為があった場合。

オ 提案見積書（様式9号）の企画提案見積価格が見積限度額を超過している場合。

カ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合。

キ その他、社会通念に照らして失格に当たる事由があると認められる場合。

9. プロポーザル審査結果の通知及び公表

プロポーザル審査結果については、審査から概ね7日以内にプレゼンテーション参加事業者に対して電子メール及び書面にて通知するとともに、市ホームページで公表する。

10. 契約に関する事項

① 仕様書及び受託候補者の企画提案書等の記載事項を基本に、業務内容及び経費等について改めて協議の上、契約の手続きを行う。なお、受託候補者が参加資格要件を満たさないことが判明した場合、又は、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果が次点の者を受託候補者とする。

② 契約保証金については、延岡市契約規則（平成12年規則第16号）第26条及び第27条の定めによる。

③ 契約代金の支払いは、精算払いとする。

11. その他

- ① 厳正を期するため、公募開始から受託候補者決定までの期間、本案件の選定作業に影響を与える可能性のある一切の営業活動を禁止する。
- ② 提出された書類は、返却しない。
- ③ 提出された書類の訂正、差替えは認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- ④ 提出された書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- ⑤ 企画提案書等は、延岡市情報公開条例（平成 11 年条例第 25 号）に基づく行政文書となるため、情報開示請求により開示される場合がある。ただし、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については非開示となる場合がある。
- ⑥ プロポーザル参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- ⑦ 参加表明書等の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届（様式第 10 号）を紙媒体で持参又は郵送（普通郵便も可とする。）により事務局へ提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。